

比留間 哲生 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について(通知)

下記 1 の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁より提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記 1 の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 1 1 条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記 2 のとおり提出期限を定めましたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成 2 8 年(行情)諮問第 2 8 5 号

事 件 名：特定日の社会資本整備審議会公共用地分科会の議事録等の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限

① 提出期限

平成 2 8 年 5 月 6 日 (金)

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファクシミリで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 1 3 条の規定に基づき閲覧に供することがあり得ますので、その適否についてあなたのお考えを、別紙「提供する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙について、諮問庁の閲覧に供することにつき「差支えがない」旨の回答があった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情がない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、ご了承願います。

理 由 説 明 書

国 土 交 通 省

1. 本件異議申立てについて

- (1) 本件開示請求は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）に基づき、国土交通大臣（以下「処分庁」若しくは「諮問庁」又は「国土交通大臣」という。）に対し、「横浜環状南線（国道468号）の事業認定に関して社会資本整備審議会（同分科会も含む）で審議した際の全ての議事録」の開示を求めて行われたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、「平成27年8月6日及び同月20日開催の社会資本整備審議会公共用地分科会の議事録」を対象として特定した上で、法第5条第6号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（以下「原処分」という。）を行った。
- (3) これに対して、本件異議申立ては、原処分を取り消し、本件対象文書の全部開示を求めて行われたものである。

2. 異議申立人の主張について

異議申立書によれば、異議申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 開示された情報は、事業認定庁の担当者名とその発言のみで、社会資本整備審議会公共用地分科会の各委員の発言は全て不開示とされている。これは、法第1条に定める目的に真向から反する極めて悪質なものである。異議申立ての理由は、黒塗りの不開示資料と上記の目的を対比すれば誰もが納得できるほど明らかであるが、詳細は以下のとおりである。
- (2) 異議申立人が開示請求をしたのは平成27年8月6日の第28回公共用地分科会及び同月20日の第29回公共用地分科会の議事録のうち、個人情報保護のため不開示とすべき分を除いた残りの全文についてである。しかし、開示された情報は自己紹介による事業認定庁の職名付き氏名及び各委員の氏名（いずれも苗字のみ）で、各委員と事業認定庁担当者（以下「担当者」という。）との議事の内容については全て黒塗りの不開示となっている。
- (3) 本件開示請求を行ったのは公共用地分科会が行われた際の各委員の発言とそれに対する担当者の回答を知るためであり、出席者の個人名などの開示は一切求めていない。会議の内容の開示を求めたのは、住宅密集地の真中を縦断して通る南線計画は大気汚染、騒音、振動、地盤沈下などの甚大な被害が必至であるだけでなく、市民への飲料水等の供給路や污水幹線として近接して6車線の大型トンネルを掘削するのは住民、市民の生命、安心、安全な生活を脅かす危険な道路であり、このような深刻かつ重大な問題についてどれだけ真剣な意見のやり取りがなされたかを知るためである。しかもそのやり取りは一方に偏ったものではなく、起業者の意見だけでなく、住民の意見も十分反映されたもの

でなければならず、このことについても知る必要がある。

- (4) 不開示部分を見て驚くべきことは意見のやり取りが起業者の意見のみが取り上げられるという極めて不公平なものになっていることである。意見のやり取りについては委員と担当者名のみ記して内容は全て不開示となっているが、8月6日に行われた公共用地分科会に係る議事録の32ページから39ページにわたり、土地収用管理室長が起業者側の意見として長々と回答している。これは起業者から詳細な説明を受けたことを示すものである。住民と起業者両方の意見を聞いた上で厳正公正な立場で審査し、認定の可否を決めるべき事業認定庁が実は起業者と一体となって事業認定を円滑に行うように努めているとしか思われないのである。
- (5) 一方、各委員の発言は全て黒塗りとなっているため、内容はよく分からないが、委員の意見に対する担当者の回答内容は各所に出ており、それらから推量すると、各委員は、申請に係る事業である一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線）（以下「本件事業」という。）の不当性や危険性、さらには住民への被害等について十分理解した上で厳正公正な意見を述べていることが窺われるのである。ただ、これは推量に過ぎないので、意見の内容を正確に知るために、不開示部分を是非開示するよう強く求めるものである。
- (6) なぜ委員の発言を全て不開示としたのか不可解であり、どの委員がどのような発言をしたかが明らかになれば自由な意見表明ができなくなるからというのが理由であるかのように述べているが、その場合は委員名を委員A、委員Bとすれば済むことであり、理由にならない。本当の理由は、各委員の本件事業に対する意見は正当であるだけでなく、かなり厳しいものであるため、それを開示すれば本件事業の不当性や危険性が第三者により明らかにされるという起業者にとって極めて不利な状況が生まれるおそれがあるからではないか、そのようにでも考えない限り、委員の発言を不開示にした理由は全く信じられない措置である。
- (7) なお、各委員の意見の内容が具体的に明らかになれば、中立公正な立場から本件事業がどのように見られているかがわかり、本件事業による公害被害を受ける立場にある異議申立人にとってもそれは重要な情報だからである。
- (8) 行政文書の開示義務として、法第5条第1号において、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記事等により特定の個人を識別することができる場合を除き、開示請求者に対し当該行政文書を開示しなければならない、としており、委員の発言を全て不開示としたのは明らかにその条文に違反する。委員の氏名（苗字）が全て開示されているのは、法令により社会資本整備審議会の委員に任命されていることから、第5条第1号の法令の規定により、又は慣行として公にされているものは個人情報保護の対象にならない場合に相当するからと思われるが、もしそうであれば本件処分は重大な法律違反といわなければならない。ただ、その委員がどのような意見を述べたか、その内容を開示すれば特定の個人の識別が容易になるため、発言内容については不開示としたと主張

するかもしれないが、その場合には上述したように特定個人の識別ができないように委員名をA、B、C・・・とすればよく、これを全面不開示とする理由には全くならないことは言うまでもない。

3. 社会資本整備審議会公共用地分科会について

土地収用法第25条の2第1項は、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行おうとするに当たって、あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない旨を定めている。

社会資本整備審議会は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する合議制の機関として、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき国土交通省に置かれ、さらに、社会資本整備審議会令（平成12年政令第299号）第6条第1項の規定により、土地収用法等の規定により社会資本整備審議会の権限に属させられた事項を処理するため、社会資本整備審議会に公共用地分科会が置かれており、土地収用法に基づく事業の認定の過程で、個人の財産権等に対する制約その他重大な影響が生ずる可能性がある特定の事業について審議している。

4. 土地収用法に基づく事業の認定に係る事務について

土地収用法に基づく事業の認定は、本件事業について、起業者（本件においては、国土交通大臣（代理人 関東地方整備局長。）の能力、起業地及び事業計画等を検討し、当該事業が高い公益性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることを審査し、当該事業のために土地等を収用する必要があることを事業認定庁（本件においては、国土交通大臣。）が認定する（事業の認定の要件につき、同法第20条各号参照。）ものであり、事業の認定がなされると、当該事業について、起業者に土地等の収用権が付与されることとなる。

事業認定庁が事業の認定に関する処分を行おうとするときは、起業地が所在する市町村の長及び都道府県知事に対して事業認定申請書等の写しを送付し、市町村長がこれらの書類を受け取ったときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類及び起業地を公告し、公告の日から2週間その書類を公衆の縦覧に供することとされている（同法第24条）。縦覧期間内に、当該事業の認定について利害関係を有する者は、公聴会を開催すべき旨の請求をすること及び意見書を提出することができ、事業認定庁は、公聴会を開催すべき旨の請求があったとき等には、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない（同法第23条）とともに、意見書が提出された場合は、その内容が事業認定庁が行おうとしている事業の認定に関する処分と相反するものであるときは、あらかじめ社会資本整備審議会等の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない（同法第25条の2、前記3）ことなどとされている。

これらの手続を経た上で、同法第20条各号の要件を全て充足すると認めるときは、事業認定庁は、事業の認定を行うことができる。

5. 原処分に対する諮問庁の考え方について

(1) 本件対象文書について

土地収用法等による収用手続きについては、過去、新東京国際空港（成田空港）建設事業に関連して、千葉県収用委員会会長の襲撃や公共用地審議会（公共用地分科会の前身）会長代理宅の爆破といった事件が発生し、また、近年も国土交通省職員、新東京国際空港公団（当時）職員、千葉県職員等に対して、いわゆる過激派による時限発火装置等による放火、襲撃等のテロ事件が発生しているため、公共用地分科会の委員について警察当局及び警備会社による警備を実施するなど、公共用地分科会の運営については慎重を期しているところであるが、公共用地分科会は、「土地収用法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成13年6月28日参議院国土交通委員会）において「議事要旨の公開に努めること」とされていることに鑑み、社会資本整備審議会運営規則（平成13年2月27日社会資本整備審議会決定）第8条第3項において準用する同規則第7条第1項ただし書の規定に基づき、「分科会の会議及び議事録については、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とし、会議終了後発言者が特定されない議事要旨を公開することとし、本件対象文書は非公開のうえ、会議終了後に事業認定庁（国土交通省）のホームページで議事要旨を公開している。

異議申立人は、本件対象文書の不開示部分の開示を求めていることから、以下、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 法第6条第6号柱書の該当性について

そこで、本件対象文書の開示について、開示決定に対する異議申立てに係る情報公開審査会答申（平成16年度（行情）答申第179号及び第180号）及び情報公開・個人情報保護審査会答申（平成18年度（行情）答申第203号、平成19年度（行情）答申第61号、平成21年度（行情）答申第197号）並びに平成27年度（行情）答申第546号及び第547号）などの過去に判断された例も踏まえつつ、上記3及び4に示した公共用地分科会及び土地収用法に基づく事業の認定の事務の性格、さらに、土地収用法の一部を改正する法律（平成13年法律第103号）により社会資本整備審議会への意見聴取が義務付けられたことなども勘案し、個々具体的に検討すると、以下のとおりであると考えらる。

本件対象文書である議事録に係る第28回及び第29回公共用地分科会（以下「本件分科会」という。）においては、事業認定庁である国土交通大臣から付議された本件事業について審議を行っており、審議の結果、「土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定をすべきであるとした国土交通大臣の判断は、相当なものであると認める」との意見が社会資本整備審議会の議決とされている。

本件事業に対しては、利害関係を有する者から事業の認定に反対である旨の意見書が提出されるなど、本件事業に関する様々な利害関係を有する者から強い関心が寄せられているが、このような中、本件分科会は、国土交通大臣が行おうとする具体的な事業の認定に関する処分の妥当性について審議を行って

るものであり、政策的事項に対して調査審議を行う他の審議会とは性格を異にし、このような個々の事業についての審議を行う公共用地分科会における委員等による意見の表明及び交換並びに判断等（以下「意見の表明等」という。）は、種々の利害の錯そうする本件のような状況において、機微にわたるものである。

このため、本件分科会の冒頭に、分科会長から「率直な意見交換及び意思決定の中立性の確保のために、会議は非公開とし、事業認定告示後に、発言者が特定されない議事要旨を公開する」ことについて各委員の意向を確認した上で、審議が進められているものである。以上を踏まえて原処分で不開示とした部分を確認すると、当該部分は、本件分科会委員等による意見の表明等に係る具体的な発言内容が記載されている。したがって、仮に本件対象文書で不開示情報が記録されている部分を開示することとした場合、委員等の氏名が既に開示されていることから、非公開で審議されている本件分科会において発言した委員が特定され、その発言内容の細部にわたって逐一明らかにされることとなり、その結果、本件事業に関心を有する者が、議論の過程における個々の意見等を捉え、表面的な誤りや矛盾等を指摘し、さらには公平性或客観性についていわれなき非難等をするおそれがある。このような事態は、公共用地分科会における委員等の自由かつ率直な意見の表明等を萎縮させ、公共用地分科会において十分な審議を行うことが困難となる。

公共用地分科会における審議が、土地収用法の規定に基づいて国土交通大臣が行おうとする処分の判断の客観性及び適切さを担保するために必要不可欠な手続であることに鑑みると、本件対象文書のうち、原処分で不開示とした部分は、非公開として取り扱われることを前提として、委員等による意見の表明等がされたものであり、これを開示することにより、委員等の自由かつ率直な意見の表明等に影響を与え、中立性、公正性等の確保が求められる事業の認定に係る事務の性質上、同法に基づく事業の認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものというべきである。

したがって、当該部分は、具体的に法第5条第6号の該当性について検討をした結果、同号柱書の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ものに該当するため、不開示とすることが妥当であると考ええる。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも諮問庁の上記判断を左右するものではない。

6. 結論

以上の理由により、本件対象文書の一部について、法第5条第6号に該当することを理由として不開示とした原処分は妥当であると考ええる。